

群馬労働局の取組 トピックス



- ① 母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）を活用しましょう！
- ② 令和8年度「両立支援等助成金」のご案内



発信者 群馬労働局雇用環境・均等室

- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。（027-896-4739）

① 母性健康管理指導事項連絡カード(母健連絡カード)を活用しましょう！

- 妊娠中・出産後1年以内の女性労働者（妊産婦）が保健指導・健康診査の際に、医師や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置（母性健康管理措置）を講じることが義務付けられています（男女雇用機会均等法）。

次のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中または出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

※正社員だけでなく、パート、契約社員、アルバイト、派遣社員等の非正規社員であっても対象です。
※この他、妊産婦は、時間外労働、休日労働、深夜業の制限等を、医師等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。



▶▶ 母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）とは

- 事業主が母性健康管理措置を適切に講じるため、指導事項の内容が事業主に伝達され、講ずべき措置の内容が明確にされることが最も大切です。このため、母健連絡カードの様式が定められています（男女雇用機会均等法に基づく指針）。

母健連絡カードの入手方法

- ① 厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000763976.pdf>
- ② 母子健康手帳に様式が記載されている場合は、コピーして使用できます。



働く女性の心とからだの応援サイト「妊娠出産・母性健康管理サポート」のご案内

女性が働きながら安心して出産を迎えるための制度や各種情報の発信をしているサイトです。働く女性の方や企業担当者の方に向けて、妊娠出産・母性健康管理に関する疑問やお悩みの解決に役立つ、以下の様なコンテンツを用意しています。

- 人事労務担当者、産業保健スタッフ向け研修動画
- 女性労働者が利用できる各種制度のご紹介
- 妊娠週数・月数の自動計算、産休・育休自動計算 https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/index_bosei.html



② 令和8年度「両立支援等助成金」のご案内

働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む中小事業主を支援する制度です。仕事と育児・介護等の両立支援に関する取組の促進、人材確保・定着のためにご活用ください。

出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金)

育児休業を取得しやすい雇用環境整備などを行い、男性労働者が育児休業を取得した場合に受給できる助成金です。

種別	要件	支給額
男性労働者の育児休業取得	対象労働者が子の出生後、8週以内に育休開始	1人目 20万円 2・3人目 10万円
男性労働者の育児休業取得率の上昇等	男性育休取得率が30%以上UP & 50%達成 等	60万円

介護離職防止支援コース

労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が介護休業を取得した場合や、介護両立支援制度を利用した場合などに受給できる助成金です。

種別	要件	支給額	
介護休業	対象労働者が介護休業を取得 & 職場復帰	40万円	
介護両立支援制度	A: 制度を1つ導入 & 対象労働者が当該制度を利用	20万円	
	B: 制度を2つ以上導入 & 対象労働者が該当制度を1つ以上利用	25万円	
業務代替支援	新規雇用	介護休業取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	20万円
	手当支給等	A: 介護休業取得者の業務代替者に手当を支給	5万円
		B: 介護短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	3万円
介護休暇制度有給化支援	有給の介護休暇制度を導入し労働者が利用	30万円	

育児休業等支援コース

労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が育児休業を取得した場合に受給できる助成金です。

種別	支給額
育休取得時	30万円
職場復帰時	30万円

育休中等業務代替支援コース

育児休業取得者や短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者に手当を支給、または代替要員の新規雇用（または派遣で受入）した場合に受給できる助成金です。

	種別	要件	支給額
①	手当支給等 (育児休業)	育児休業取得者の業務代替者に手当を支給	A 業務体制整備費：最大20万円 B 業務代替手当：手当支給額の3/4（最大240万円）
②	手当支給等 (短時間勤務)	短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	A 業務体制整備費：最大20万円 B 業務代替手当：手当支給額の3/4（最大108万円）
③	新規雇用 (育児休業)	育休取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	○ 最短（7日以上）：9万円 ○ 最長（1年以上）：81万円

※ ①・②のみ企業規模要件なし。

柔軟な働き方選択制度等支援コース

柔軟な働き方選択制度等を3つ以上導入した上で、対象労働者が制度を利用した場合などに受給できる助成金です。

種別	要件	支給額
柔軟な働き方 選択制度	制度を3つ導入し、対象労働者が制度を利用	20万円
	制度を4つ以上導入し、対象労働者が制度を利用	25万円
子の看護等休暇 制度有給化支援	子の看護等休暇を有給化し、対象労働者が制度を利用	30万円

不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

不妊治療、月経(PMS(月経前症候群)含む。)や更年期といった女性の健康課題に対応するための両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、それぞれに対応する両立支援制度を労働者が利用した場合に受給できる助成金です。

支給要件	支給額
不妊治療のための両立支援制度を5日(回)利用	30万円
月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円
更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円

○支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

○その他詳しい支給の要件や手続き等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、会社所在地を管轄する都道府県労働局へお問い合わせください。



(両立支援等助成金)

両立支援等助成金 厚生労働省

検索

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね!

